

2026年JMRC中部ジムカーナ選手権規定

第1章 総 則

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という）は2026年JMRC中部ジムカーナ競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉を称えるため、JMRC中部ジムカーナ選手権規定を制定する。

第1条 種別および区分

1. JMRC中部ジムカーナ選手権（JAF中部ジムカーナ選手権とWタイトルとする）
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ
 - 2) JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ

第2条 格 式

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) 準国内競技または国内競技とし中部地区の上級者を対象とした選手権とする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) クローズド競技、地方競技または準国内競技とし、初中級者を対象とした選手権とする。クローズド競技の場合はJMRC中部の指導に従った開催内容とすること。

第3条 競技会の数

各シリーズの最大開催数を10大会とする。
各シリーズ1オーガナイザー1開催を原則とするが、ジムカーナ部会が認めた場合は、複数開催を認める。
ジムカーナ選手権とミドルシリーズを共催する場合は、各ミドルシリーズで1回までとする。

第4条 オーガナイザー

JMRC中部登録の公認クラブ、加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第5条 申請資格

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
主催クラブはJAF規定に準ずる開催実績を充分つんでいること。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
主催クラブはジムカーナ部会が認める開催実績をつんでいること。

第6条 登録申請

JMRC中部の定めた所定の方法で申請すること。

第7条 開催日程

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
当該年3月第1日曜日～10月第1日曜日
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
当該年2月1日～10月末日までの日曜日とする。

※ジムカーナ部会が認めた場合は、上記以外の開催日を認める場合がある。

第8条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

次年地方選手権競技会の主催を申請予定のオーガナイザーは、JAFカレンダー調整会までに「次年JAF中部ジムカーナ選手権の部門とクラス区分について」の同意書を部会に提出すること。

第9条 参加車両

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
当該年JAF日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定およびJMRC中部の指導に従った車両とする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
当該年JAF国内競技車両規則およびJMRC中部の指導に従った車両とする。

第10条 クラス区分

1. JMRC中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス(11クラス)

AT	: オートマチック限定免許で運転できるP/PN/AE/ B 車両*2
PN1	: 気筒容積1500cc未満の前輪駆動のPN車両(F1A/JAF公認発行年またはJAF登録年が2018年1月1日以降の車両)*2
PN2	: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動(FF、FR)のPN車両*2
PN 3	: 車両型式ZN6(トヨタ86)およびZC6(スバルBRZ)のPN車両に限る*2
PN 4	: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF、FR)のPN車両*2
PN5	: PN1～PN4に該当しないPN車両*2
B・SC1	: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のB/SC車両*1/*3
B・SC2	: 気筒容積1600ccを超える前輪駆動のB/SC車両*1/*3
B・SC3	: 気筒容積1600ccを超える後輪駆動のB/SC車両*1/*3
B・SC4	: 4輪駆動のB/SC車両*1/*3
D	: D車両

*1の記号のあるクラスは当該年全日本ジムカーナ選手権統一規則 第2章 第2条 参加車両を適用する。(タイヤ規制等)

*2の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。

*3の記号のあるクラスは使用タイヤの緩和を行う。

その詳細については特別規則書に記載するものとする。
- 2) JMRC中部タイトル認定シリーズクラス

Lクラス	: 全ての女性運転者
------	------------

※ジムカーナ部会は大会終了後、Lクラスに該当する参加者に対して別途得点を与えるものとする。参加する車両クラス1位のベストタイムとのタイム差で順位を決定する。

タイム差が同じ場合は、同順位として同得点を与える。下位の者の順位は繰り上げない。
- 3) JMRC中部タイトル認定外競技クラス・認定外シリーズクラス

ヒストリック(箱D)クラス	: 詳細はヒストリッククラス実施要領による。
---------------	------------------------

ただし、当該年度の当該シリーズ全戦に設けること。

JMRC中部ジムカーナミドル選手権と併催の場合は除く。

2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

1) JMRC中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス

- AT : オートマチック限定免許で運転できるP/PN/AE/RB車両*2
 CPN1 : 2輪駆動でコストコントロールタイヤのPN車両*2
 PN1 : 気筒容積 1500 cc以下の前輪駆動のPN車両*2
 PN2 : 気筒容積 1600 cc以下の2輪駆動（FF, FR）のPN車両*2
 PN3 : 車両型式ZN6（トヨタ86）およびZC6（スバルBRZ）のPN車両に限る*2
 PN4 : 気筒容積 1600 ccを超える2輪駆動（FF, FR）のPN車両*2
 PN5 : PN1～PN4に該当しないPN車両*2
 CRB1 : 2輪駆動でコストコントロールタイヤのRB車両*2
 RB1・2 : 2輪駆動のRB車両*2
 RB2000 : 気筒容積 2000cc 以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のRB車両*2
 （車両規定はRB2000車両規定を運用する）
 RB3 : 4輪駆動のRB車両*2
 B・SA1 : 気筒容積 1600 cc以下の2輪駆動のB/SA/SAX車両
 B・SA2 : 気筒容積 1600 ccを超える2輪駆動のB/SA/SAX車両
 B・SA3 : 4輪駆動のB/SA/SAX車両
 SC・D : SC車両およびD車両

但し、予想参加台数に応じて、各シリーズにクラスを統合することが出来る。

*2の記号のあるクラスは下記条件を含み使用タイヤの制限を行う。

RB車両：当該年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定第7章スピードB車両規定にて課せられている以外に、当該年全日本ジムカーナ選手権統一規則 第2章 第2条 参加車両 7) B車両に適合した車両で下記①②を満足した車両とする。

PN車両：当該年スピードPN車両規定に適合した車両で下記②を満足した車両とする。

CPN車両：当該年スピードPN車両規定に適合した車両で下記③を満足した車両とする。

CRB車両：RB車両で下記①③を満足した車両とする。

① タイヤサイズ

競技会開催場所内に限り、タイヤおよびホイールサイズを規制なく変更することができる。

ただし、最大負荷能力は満足すること。

② 使用タイヤの制限

通称Sタイヤの装着を禁止する。その詳細は特別規則書に記載する。

③ コントロールタイヤの使用

その詳細は「当該年 JMRC 中部ジムカーナ_コントロールタイヤクラス」に記載する。

2) JMRC中部タイトル認定シリーズクラス

Lクラス : 全ての女性運転者

※主催者は大会終了後、Lクラスに該当する参加者に対して別途得点を与えるものとする。

参加する車両クラス1位のベストタイムとのタイム差で順位を決定する。

タイム差が同じ場合は、同順位として同得点を与える。下位の者の順位は繰り上げない。

3) JMRC中部タイトル認定外競技クラス・認定外シリーズクラス

EXクラス：ミドル選手権に参加できない上級者を対象に、エキスパートクラスを設ける。

その他併設クラスとして、JAF規定内で自由にクラスを設ける事が出来る。

ただし、当該年度の当該シリーズ全戦に設けること。

JMRC中部ジムカーナ選手権と併催の場合は除く

第11条 参加資格

1. JMRC中部ジムカーナ選手権

1) 当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。

2) 競技に有効な傷害保険または共済に加入していること。（死亡時500万円以上）

2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

1) JMRC中部タイトル認定競技クラス

当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。

ただし、当該年度全日本ジムカーナ選手権シードドライバーは、参加することが出来ない。

2) JMRC中部タイトル認定外競技クラス

当日有効な自動車運転免許証所持者とする。

3) 競技に有効な傷害保険または共済に加入していること。

（死亡時500万円以上）

第12条 参加人数

1. JMRC中部ジムカーナ選手権：150名までとする。（併設クラスを除く）

コースによって台数を制限する場合は、特別規則書または、参加申込み開始前に公式通知で提示する。

2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権：150名までとする。（併設クラスを除く）

3. JMRC中部ジムカーナ選手権とミドル選手権が併催する場合は人数の制限を設けない。

※ジムカーナ部会が認めた中部地区以外で開催する競技会では、人数の制限を設けない。

第13条 シリーズおよび競技の成立

1. JMRC中部ジムカーナ選手権

1) JMRC中部タイトル認定競技クラス・認定シリーズクラス

当該年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権

1) シリーズの成立

各クラスとも3回の開催でシリーズ成立とする。

2) 競技の成立

各クラス3名の参加受理でクラス成立とする。

第14条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無く開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録

申請を認めない場合がある。

第15条 規則違反

競技会において規則違反が有った場合、当該違反者に対して罰則を適用する場合がある。

第16条 選手権保持者の認定

1. JMRC中部は各クラス上位6名を選手権保持者として認定する。

但し、参加人数の少ないクラスに関しては認定人数を削減する場合がある。

2. 得点合計の対象

1) JMRC中部ジムカーナ選手権

当該年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権

得点合計の対象は、成立した当該クラスの競技会80%（小数点以下四捨五入）

とし、高得点順に合計する。ただし、得点合計の対象が3競技会に満たない場合は、

すべての競技会が得点の対象となる。

3. 複数の競技者が同一得点を得た場合

当該年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

第17条 得点基準

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
当該年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
当該年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準ずる。

第18条 賞の授与

JMRC中部は選手権保持者として認定された者に対し賞典を与える。

第19条 参加申込に関する規定

1. 受付期間
 - 1) JMRC中部ジムカーナ選手権：開催日の1ヶ月前から14日前までとする。
例：開催日 2026年4月5日
受付開始日 2026年3月5日
受付締切日 2026年3月25日
 - 2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権：開催日の1ヶ月前から10日前までとする。
ジムカーナ選手権とミドル戦が併催する場合はジムカーナ選手権に合わせてもよい
2. 受理基準
 - 1) JMRC中部ジムカーナ選手権
参加申込締切り後、JMRC中部ジムカーナシリーズ指導要綱に基づく選考を行い
上級者より受理する。
 - 2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権
先着順に受理する。（ポイント獲得者の優遇は行わない。）

第20条 参加費

各シリーズとも統一参加料が望ましい。

第21条 保険

オーガナイザーは、JAF規定に基づく傷害保険(共済制度を含む)を付保すること。

オーガナイザーは、JMRC中部指導に基づく主催者賠償責任保険を付保すること。

第22条 シリーズ表彰

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) JMRC中部が企画し表彰対象者を表彰する。
 - 2) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合は表彰および賞典を受け取る事が出来ない。
 - 3) シリーズの順位はシリーズ最終戦までにJMRC中部に加盟しているクラブ、
団体に所属し、競技参加した者に与えられる。未所属の場合はシリーズ順位が
抹消される。（シリーズ順位の繰り上げは行わない。）
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) シリーズのオーガナイザーが企画し表彰対象者を表彰する。
 - 2) シリーズ1位の者はJMRC中部より表彰される。（JMRC中部認定クラスのみ）
 - 3) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合、表彰および賞典を受け取る事が出来ない。
 - 4) シリーズの順位は最終戦までにJMRC中部に加盟しているクラブ、団体に所属し、競技参加
した者に与えられる。未所属の場合はシリーズ順位が抹消され、下位の者に繰り上げられて与
えられる。

第23条 シリーズ協力金

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
協力金の徴収額および用途についてはJMRC中部ジムカーナ部会で決定する。
主催者は期限内にシリーズ事務局へ協力金を支払わなければならない。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
協力金の徴収額および用途についてはシリーズのオーガナイザーが決定する。
シリーズ事務局はJMRC中部へ認定クラス分、規定のタイトル料を支払うこと。

第24条 審査委員会

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) 審査委員会メンバーはJMRC中部派遣の2名を含む2名以上で構成すること。
 - 2) JMRC中部審査委員グループへ審査委員派遣費用として1大会につき4万円を負担する
こと。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
ミドル戦の審査委員会メンバーは、シリーズ主催者で協議した2名以上で構成し、事前にジムカ
ーナ部会の承認を受けること。

第25条 付 則

1. シリーズの成績優秀者は、JMRC全国オールスタージムカーナおよび西日本フェスティバルに
出場する権利を有する。詳細については別に広報する。
2. JMRC中部ジムカーナ選手権の成績優秀者を部会で審議し、翌年のJMRC中部シードドライ
バーとして認定する。
3. 競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るために、JMRC中部運営委員会が認定した
認定救急安全委員を1名以上常任させること。
4. 本規定に疑義が生じた場合は、JMRC中部ジムカーナ部会で審議しJMRC中部運営委員会の
承認を得た結果を最終とする。
5. 本選手権規定は2025年1月1日から施行する。以上

2025. 7. 1 JMRC 中部運営委員会 承認